

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和7年5月20日

豊田市長 太田 稔彦



1 委託する業務

- (1) 業務名 豊田市東部給食センター包括的運営業務委託事業
- (2) 業務の概要 豊田市東部給食センターの開業準備、運営及び維持管理業務
- (3) 履行期限 令和18年8月31日
- (4) 提案限度額 4,646,668千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格要件

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、単体の企業又は複数の企業で構成するグループ（以下「応募グループ」という。）とする。応募グループの場合は、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこととする。なお、単体の企業の場合は、その企業が代表企業となる。

イ 応募者は、優先交渉権者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、特別目的会社（以下「SPC」という。）を委託契約締結時までに設立することができる。

SPC を設立する場合は、以下の(ア)～(エ)の要件を満たすこと。なお、SPC を設立しない場合には、単体企業又は共同企業体によるものとし、応募者が、共同企業体の場合、共同企業体協定書を提出すること。

(ア) 代表企業及び構成企業は、必ず SPC に出資するものとする。

(イ) 代表企業は、応募グループ中最大の出資割合を負担するものとする。

(ウ) 代表企業又は構成企業以外に、SPC から直接、運営及び維持管理の各業務の受託を予定している企業がいる場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、応募者に含めるものとし、参加表明書において明記するものとする。

(エ) 代表企業及び構成企業並びに協力企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の50%未満とする。

ウ 代表企業、構成企業及び協力企業は、事前に市に通知することにより、(SPC を設立した場合は、SPC から委託された)運営及び維持管理業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することができる。ただし、運営業務のうち「配送・回収・産業廃棄物収集業務」及び維持管理業務のうち「建築物保守管理業務」「建築設備保守管理業務」「外構等保守管理業務」「調理設備保守管理業務」について再委託を行う場合は、参加表明書等の提出時に、これら再委託先の名称等について明らかにすること。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、本事業を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち運営及び維持管理の各業務を行う者（SPC を設立した場合は、SPC から直接これらの業務を受託する者）は、それぞれ以下ア、イの要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ア 運營業務を行う者

運營業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。なお、運營業務を複数の運営企業で実施する場合は、全ての者が(ア)の要件を満たした上で、そのうちの1者は(イ)及び(ウ)の要件を満たすこと。

(ア) 令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)を有していること。

(イ) HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設の運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有していること等をいう。

(ウ) 運營業務のうち、調理業務を行う者については、学校給食共同調理場において、同一メニュー5,000食/日以上調理実績を有すること。調理実績は、公告時点で、平成31年4月以前の契約締結分を含めて、平成31年4月以降の業務履行実績を合計1年以上有すること。

イ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、次に掲げる要件を満たす者であること。なお、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、全ての者が(ア)の要件を満たした上で、そのうちの1者は(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)を有していること。

(イ) 平成31年4月以降に延床面積3,000㎡以上の学校給食施設の維持管理業務の実績を有していること。維持管理業務実績は、公告時点で、平成31年4月以前の契約締結分を含めて、平成31年4月以降の業務遂行実績を合計1年以上有すること。

ウ その他の業務を行う者

その他業務を行う者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

(ア) 令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)を有していること。

(3) 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。

イ 会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。

オ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされている者。

カ 市による入札参加停止等の措置を受けている者。

キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、

公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。

ク 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。(以下ケにおいて同じ。)

本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次に掲げる者である。

- ・ パシフィックコンサルタンツ株式会社
- ・ 日比谷パーク法律事務所

ケ 9(4)に記載の豊田市東部給食センター包括的運営業務委託事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員と資本面又は人事面において関連がある者。

なお、募集要項公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、参加資格を失うものとする。

コ 法人税、消費税、地方消費税及び法人市民税を滞納している者。

サ 応募者のいずれかで、他の応募者として参加している者。ただし、調理設備保守管理業務、運営備品等の管理業務、配送・回収・産業廃棄物収集業務を実施する企業で、かつ協力企業(又は再委託先)として参加しようとする者は、複数の応募者の協力企業(又は再委託先)となることができる。なお、市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の応募者が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。

シ 「豊田市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けている者。

ス 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力である者。

(4) 特別目的会社(SPC)を設立する場合

応募者は、本事業の事業者に選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施するSPCを設立し、業務を実施することができる。なお、当該SPCは市内に設立するものとするが、本施設内に設立することは不可とする。

SPCの株式については、事前に書面により市の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行ってはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

3 公募に係る資料等の交付

- (1) 交付期間 令和7年5月20日(火)から令和7年6月20日(金)まで(閉庁日を除く。)
- (2) 交付場所 豊田市教育委員会教育部保健給食課給食担当(東庁舎6階)又は保健給食課ホームページからダウンロード
- (3) 資料の貸出 要求水準書に係る資料の貸出を、次のとおり行う。貸出を希望する場合は、「(5) 貸出及び閲覧場所」に事前に電話連絡の上、誓約書(様式集を参照)を持参すること。
 - ア 貸出期間 令和7年5月20日(火)から令和7年6月20日(金)まで(閉庁日を除く)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - イ CD-Rは貸出とし、誓約書に記載した期限までに返却すること。
- (4) 資料の閲覧 要求水準書に係る資料の閲覧を、次のとおり行う。閲覧を希望する場合は、「(5) 貸出及び閲覧場所」に2日前(閉庁日を除く)までにメールで連絡

すること。

ア 閲覧期間 令和7年6月4日（水）から令和7年6月9日（火）まで

（閉庁日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 閲覧資料の貸出し 行わない。

- (5) 貸出及び閲覧場所 〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地
豊田市教育委員会教育部保健給食課給食担当（東庁舎6階）
電 話 0565-34-6663（直通）
メールアドレス kyushoku-pfi@city.toyota.aichi.jp

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和7年6月9日（月） 午後5時まで
(2) 提出場所 豊田市教育委員会教育部保健給食課給食担当（東庁舎6階）
(3) 提出方法 持参すること
(4) 提出書類 参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類（「様式集」を参照）

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和7年6月16日（月）まで
(2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

6 質問の受付及び回答

- (1) 第1回受付期限 令和7年5月23日（金） 午後5時まで
(2) 第1回受付方法 メール（受付期限必着）
(3) 第1回回答 応募者の備えるべき参加資格要件、参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類に係る質問は令和7年5月30日（金）までに、それ以外の質問は令和7年6月5日（木）までに保健給食課ホームページ（又は応募者にメール）にて行う。
(4) 第2回受付期限 令和7年6月10日（火） 午後5時まで
(5) 第2回受付方法 メール（受付期限必着）
(6) 第2回回答 令和7年6月23日（月）までに保健給食課ホームページ（又は応募者にメール）にて行う。

7 提案書等の提出書類

応募者は、提案書類を期限までに提出しなければならない。受付期限に遅れた場合は、応募できない。また、提出された提案書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。

- (1) 提出期限 令和7年7月18日（金） 午後5時まで
(2) 提出場所 豊田市教育委員会教育部保健給食課給食担当（東庁舎6階）
(3) 提出方法 持参すること。
(4) 提出書類 提案書類（「様式集」を参照）
(5) 提出部数 正本1部並びに副本9部を提出すること。
(6) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、辞退届（「様式集」を参照）を、令和7年7月18日（金）午後5時までに、「7（2）提出場所」まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。

8 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和7年8月4日(月)午後2時30分から5時まで
(令和7年8月7日(木)午前9時から11時まで(予備日))
詳細については、提案書類の受付後、代表企業に別途連絡する。
- (2) 開催場所 豊田市役所東 73 会議室(東庁舎 7 階)
- (3) 備 考 ア 説明 15 分以内(時間厳守)、質疑応答 20 分とする。
イ 出席者は 3 名以内とする。
ウ 説明は提出資料のみとし、模型や映像、追加資料等の持込みは認めない。
エ プレゼンテーション及びの質疑応答は、応募者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
オ 感染症等の拡大状況によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB 会議が可能である ZOOM ミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

9 評価基準

- (1) 下記項目のうち、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を優先交渉権者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 価格点(150点)【事務局評価】

最低価格を提示した提案に満点(150点)を付与する。それ以外の提案価格については、次式に従って得点化する。

なお、得点化の際は小数点第3位以下を四捨五入し小数点第2位までを求める。

$$\text{価格点} = \text{満点の点数} \times \frac{\text{最低提案価格}}{\text{提案価格}}$$

イ 提案内容点(70点)【選考委員評価】

- (ア) 運営業務に関する事項(30点)
(イ) 維持管理業務に関する事項(21点)
(ウ) 事業計画全般に関する事項(16点)
(エ) その他に関する事項(3点)

※総合評価点(500点) = ア(価格点(150点)) + イ(提案内容点(70点) × 5人)

- (2) 最高得点者が複数であった場合は、提案内容点が高い提案を行った者を優先交渉権者として選考する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は優先交渉権者として選考しない。
最低基準点は、各採点項目の中間点の合計250点とする。
- (4) 選考は以下の5名の委員により行う。

教育部 副部長	熊谷 明典
名古屋学芸大学 教授	高田 尚美

中京大学 講師 浜田 敦也
こども・若者部 保育課 副主幹 加藤 由美子
教育部 保健給食課 課長 加藤 世明

10 選考結果の通知及び契約

- (1) 選考結果通知（予定）日 令和7年8月上旬
選考結果通知後、優先交渉権者と要求水準書の協議を開始する。
- (2) 契約（予定）日 令和7年9月下旬
プロポーザル後、優先交渉権者として決定された者に、別途、保健給食課から見積書提出を依頼する予定。
優先交渉権者との協議の進捗により、変更となる場合がある。

11 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては応募者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
 - ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
 - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
 - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - エ 市が示した条件に違反した提案
 - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (4) 提出期限後は提出された提案書類等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 優先交渉権者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。優先交渉権者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、基本協定を締結する。また、この協議において、優先交渉権者からの提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (7) 優先交渉権者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、優先交渉権者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が優先交渉権者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (9) すべての応募者の社名、評価結果（得点）及び順位は、保健給食課ホームページ等において公表する。

【問合せ先（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

豊田市教育委員会教育部保健給食課給食担当（東庁舎6階）

電 話 0565-34-6663 (直通) FAX 0565-34-6824
メールアドレス kyushoku-pfi@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。